

科目12

学校・地域との連携

# 科目12:学校・地域との連携

## ねらい

- 学校との連携の必要性とそのあり方について理解している。
- 保育所、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。
- 地域との連携の必要性とそのあり方について理解している。

## 主な学習内容

- 学校との連携
- 保育所、幼稚園等との連携
- 地域住民や関係機関等との連携
- 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

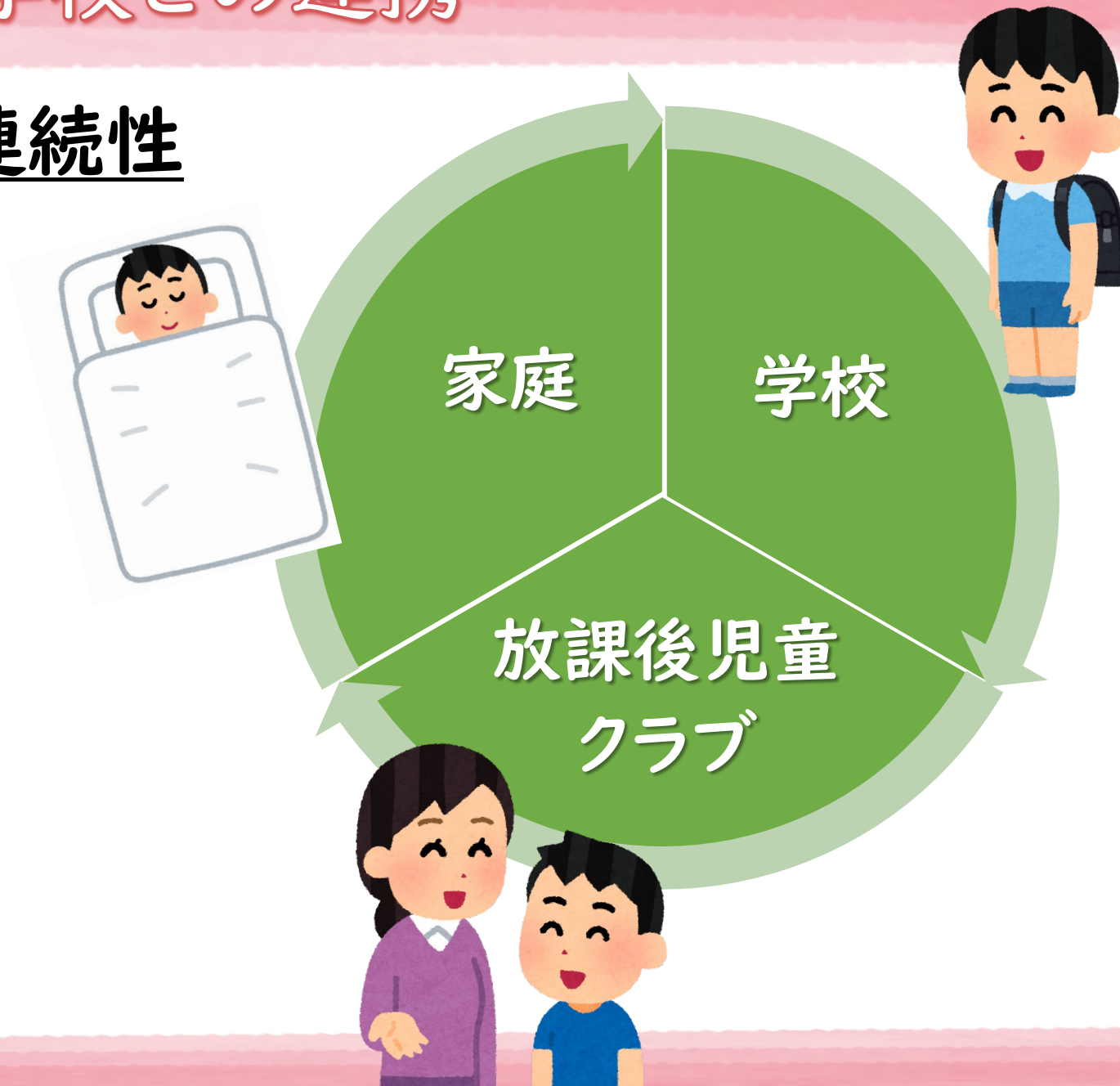
1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

# 1. 学校との連携



# 1. 学校との連携

## 生活の連続性



# 1. 学校との連携

## 放課後児童クラブ運営指針

### 第1章3(2) 保護者及び関係機関との連携（抜粋）

子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

### 第5章1 学校との連携

子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって、学校との連携を積極的に図る。

# 1. 学校との連携

## 実務的な連携

- ・ 下校時間、学校行事、放課後児童クラブのスケジュールや行事予定、双方の予定等の変更事項、学校と放課後児童クラブでの決まりや約束事、災害時の対応など

## 特別な配慮が求められる情報の共有や連携体制の構築

- ・ 子どもの体調、いじめや友達関係のトラブル、家庭状況の変化、児童虐待が疑われる場合、障害、乱暴な行為などの行動面での変化

# 1. 学校との連携

子どもたちの遊びと生活の場を広げるために

- ・ 学校の校庭、体育館、余裕教室等の利用ができるよう、学校や教育委員会、市町村の担当部局との連携を図る



# 1. 学校との連携

## 放課後児童クラブ運営指針 第5章1 学校との連携

学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

- ◆情報交換・情報共有の目的の明確化
- ◆情報交換の場面、頻度、範囲などのルール設定

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ  
運営指針解説書』フレーベル館.p147-149



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目12

学校・地域との連携

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ



## 2. 保育所、幼稚園等との連携

## 2. 保育所、幼稚園等との連携

### 放課後児童クラブ運営指針 第5章2(1)

新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所・幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

◎子どもの**発達**の連続性

◎子どもの**生活**の連続性

※保育所、幼稚園等との情報共有については、保護者の同意を得ること

## 2. 保育所、幼稚園等との連携

### 放課後児童クラブ運営指針 第5章2(2)

保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

#### 【具体例】

- ・季節行事や運動会、防災訓練など
- ・見学や打ち合わせ

※情報共有については、保護者の同意を得ると共に、保育所・幼稚園等との間で個人情報保護や秘密保持について確認しあうこと

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ  
運営指針解説書』フレーベル館.p150-151



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。



科目12

学校・地域との連携

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

### 3. 地域、関係機関との連携

# 3. 地域、関係機関との連携

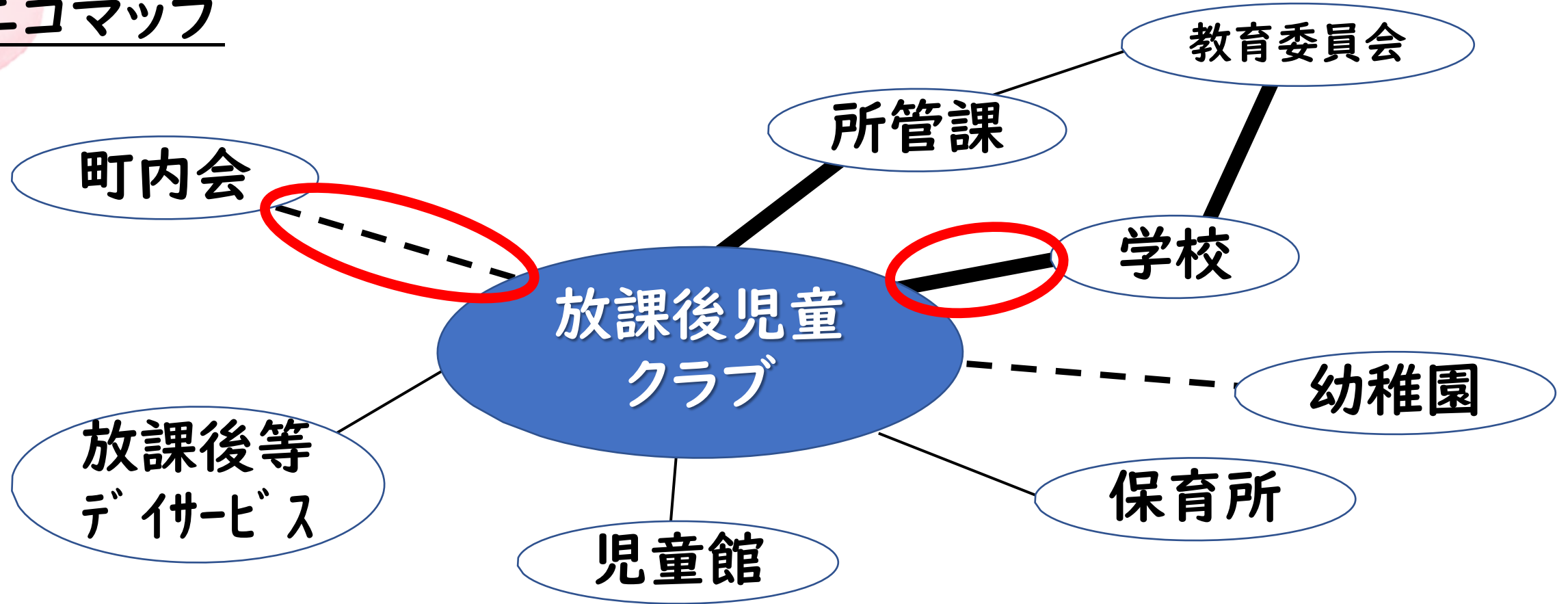
## 放課後児童クラブ運営指針 第5章3 地域、関係機関との連携

(1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。

- ✓ キーパーソンは？
- ✓ 連絡先は？
- ✓ 連携内容は？
- ✓ 配慮事項は？

# 3. 地域、関係機関との連携

## エコマップ



関係が強い ——— 普通 —— 弱い - - - - 対立関係 + + + +



### 3. 地域、関係機関との連携

#### 放課後児童クラブ運営指針 第5章3 地域、関係機関との連携

- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- (3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取組を行う。
- (4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ  
運営指針解説書』フレーベル館.p152-153



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目12

学校・地域との連携

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ



## 4. 学校、児童館を活用して実施する 放課後児童クラブ

# 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

## 放課後児童クラブ運営指針 第5章4

### (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

- 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用にあたって学校や関係者の協力が得られるように努める。
- 放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。  
なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。

# 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

## 新・放課後子ども総合プラン

【趣旨・目的】共働き家庭等の「小」の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童（小学校に就学している児童をいう、以下同じ。）が放課後等を安全・安心に過し、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室という。）の計画的な整備等を進める。

### 【市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施について】

学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図られたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める必要がある。

# 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

## 放課後児童クラブ運営指針 第5章4

### (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- 児童館内で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。
- 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。

## 児童館ガイドライン 第4章8(1)

- ②多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。



## 参考資料

- ・「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日  
文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・  
大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭  
局長通知)
- ・「児童館ガイドライン」(平成30年10月1日 厚生労  
働省子ども家庭局長通知)





令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。